

○財務省告示第二十二号

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第一条の四第一項の規定に基づき、関税に関する法律に基づく申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、令和六年能登半島地震が発生した日（令和六年一月一日）において次に掲げる地域に住所又は居所を有していた者に係るもので、その期限が同日以後に到来するものについては、その期限を別途財務省告示で定める期日まで延長する。

令和六年一月十二日

財務大臣臨時代理

国務大臣 松本 剛明

指 定 地 域

富山県、石川県